

マル経資金のご案内

(無担保・無保証人)

設備資金につき当初2年間0.5%低減した金利の適用が受けられます

この融資制度は、小企業者等が経営改善を行うための事業資金を商工会議所会頭の推薦に基づき、無担保・無保証人扱いで日本政策金融公庫より融資するものです。



融資対象

常時雇用する従業員の数が商業・サービス業では5人以下、製造業・その他では20人以下の小企業者等
(従業員数は、事業主及び家族従業員、法人役員を除きます。)

融資条件

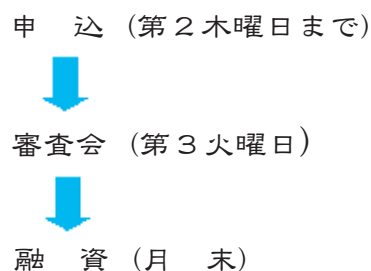
- 融資限度額 1,500万円
- 利率 年 1.95% [平成22年5月6日現在]
- 返済期間 運転資金 7年以内の月賦
設備資金 10年以内の月賦

※設備資金 **実質1.45%(2年間)**

推薦の主な条件

- 所得税・法人税を完納している。
- 許認可等を要する業種はそれをうけている。
- 日本政策金融公庫の対象業種である(養殖業は対象外)。
- 主な営業所在地が市内にある。

融資までの流れ



申込に必要な主な書類

個人企業

- ①前年、前々年の青色申告決算書控又は収支内訳書控
- ②前年、前々年の確定申告控
- ③所得税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書
- ④見積書・契約書・図面・カタログなど
- ⑤現在の借入残額明細書
- ⑥営業確認書類
(税務署受付印がある申告書等)
- ⑦個人情報同意書
- ⑧実印、個人認印

法人企業

- ①前期、前々期の税務申告書一式
- ②決算後6ヶ月を経過している企業は最近の試算表
- ③法人税、事業税、住民税の領収書又は納税証明書
- ④見積書・契約書・図面・カタログなど
- ⑤登記簿謄本
- ⑥営業確認書類
(税務署受付印がある申告書等)
- ⑦個人情報同意書
- ⑧実印、個人認印

※新規申込者は、会社・代表者が所有する土地・建物の登記簿謄本(要約書)をご用意下さい。

企業を育て地域を伸ばす

鳥羽商工会議所 中小企業相談所

TEL 0599-25-2751・FAX 0599-26-4988

E-mail sodan@toba.or.jp